

平成27年度 使用料・手数料見直しについて

1 新設の使用料・手数料(主なもの)

手数料	
名 称	摘 要
自転車運転者講習手数料	道路交通法の一部が改正され、自転車運転者講習を実施することに伴い、当該講習について新たに手数料を徴収する。 ・1時間につき1,900円
土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定手数料(※)	土壌汚染対策法の一部が改正され、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行う指定調査機関の指定は知事がすることとされたことに伴い、指定調査機関の指定に係る手数料を新たに設ける。 ・指定調査機関の指定: 1件につき30,900円 ・指定調査機関の指定の更新: 1件につき24,800円
長期優良住宅建築等計画認定等手数料	長期優良住宅建築等計画の認定に住宅性能評価書が利用できるようになることに伴い、住宅性能評価書を添付した場合の手数料を定める。 ・一戸建て住宅: 1件につき19,000円 ・一戸建て住宅以外の住宅: 床面積に応じ1件につき40,000～1,067,000円

2 その他の改正(主なもの)

(1) 使用料

名 称	摘 要
行政財産使用料(※)	使用料の積算方法について、減価償却費及び維持管理費を積み上げて算出する積算方法に変更する。 ・県庁舎講堂の使用料の額を1時間につき2,850円(現行6,790円)とする等、建物の使用料の額を引き下げる。 ・土地の使用料の基準額を算定する際に土地の価格に乗ずる割合を1000分の56(現行100分の4)に引き上げる。 ・プールの使用について、新たに1時間あたり9,020円徴収する。
中央病院・厚生病院使用料(※)	産科医療補償制度の掛金が引き下げられることに伴い、分べん料の額を引き下げる。 ・分べん料について、1分べんあたり14,000円を減額する。(132,500円→118,500円ほか)
保育士養成施設授業料	保育専門学院の閉院に伴い、授業料を廃止する。

(2) 手数料

名 称	摘 要
運転免許関連手数料	道路交通法施行令の一部が改正され、運転免許に関する事務に係る手数料の標準とすべき額が見直されたことに伴い、これらの事務に係る手数料の額を見直す。 ・運転免許試験料1,500～7,700円→1,500～7,400円ほか
歯科技工士試験に係る手数料(※)	歯科技工士国家試験の実施主体が知事から厚生労働大臣に変更されることに伴い、歯科技工士国家試験の実施及び合格証明書の交付に係る手数料を廃止する。
通信教育受講料(※)	高等学校等就学支援金の支給限度額を勘案し、通信制の課程の授業料を引き上げる。 ・1単位につき年額310円→336円

3 見直し影響額

区 分	影 響 額
新設のもの	786 千円
単価改定によるもの	△ 65,651 千円
合 計	△ 64,865 千円

(※) 平成26年11月議会において既に改正し、平成27年4月1日適用のもの